

大阪市告示第931号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月3日

大阪市長 横山英幸

1 許可番号

令和8年5月19日大阪市指令計（開）第8-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区南港東1丁目8番10

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区飯田橋4丁目7番1号結和税理士法人内
ディエイチ・ディベロップメント・フォー特定目的会社
取締役 中津 正憲

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
下水道	D=450mm	22.880m	大阪市	—	1号組立マンホールインバ ート付 1カ所 新設工
下水道	D=450mm	7.100m	大阪市	—	2号組立マンホールインバ ート付 1カ所 新設工
下水道	D=300mm	8.690m	大阪市	—	1号組立マンホールインバ ート付 1カ所 新設工
緑地	—	—	開発者	開発者	面積 2,125.04m ²

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
下水道	D=150mm	— (閉塞して 存置)	大阪市	—	0号組立マンホール 1カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)